

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 運営法人の概要

事業 者	合同会社 くれん
代 表 者	早川 千鶴
所在地・連絡先	〒477-0032 愛知県東海市加木屋町大堀 4 番地ー 1 加木屋歯科 2 F
事業 所	ふくぎ訪問看護ステーション
管 理 者	原田 ユカリ
所在地・連絡先	〒477-0032 愛知県東海市加木屋町大堀 4 番地ー 1 加木屋歯科 2 F

2. 事業所の概要

事業 所 名	ふくぎ訪問看護ステーション
所 在 地	〒477-0032 愛知県東海市加木屋町大堀 4 番地ー 1 加木屋歯科 2 F
事業所指定番号	愛知県 2364190138 号
管理者連絡先	原田 ユカリ 電話：0562-35-2015
サービス提供地域	東海市、大府市、知多市、半田市、東浦町、阿久比町

3. 事業の目的

合同会社くれんが設置・運営する、ふくぎ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、医療保険の指定訪問看護若しくは介護保険の指定訪問看護・指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）を適正に提供することを目的とします。

4. 運営の方針

- ① 事業所の看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとします。
- ② 医療保険の訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者の療養上妥当適切に行い、日常生活の充実に資するとともに、漫然かつ画一的なものとならないよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとします。

- ③ 介護保険の介護予防訪問看護は要介護状態になることへの予防、訪問看護は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し計画的に行うものとしします。
- ④ 利用者の意思及び人権を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとしします。
- ⑤ 訪問看護の実施に当たっては必要に応じ、主治医、地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとしします。
- ⑥訪問看護の提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに主治医へ情報提供します。介護保険の訪問看護では地域包括支援センター若しくは居宅介護支援事業所へ情報提供を行うものとしします。

5. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行い、事業の提供に当たります。 ※看護師若しくは保健師	1 名
訪問看護師	訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護を担当します。 ※保健師、看護師又は准看護師	常勤換算 2.5 人以上 (常勤 1 名以上)
理学療法士	看護師の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当します。 ※必要に応じて適当数雇用します。	適当数
作業療法士		
言語聴覚士		
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	適当数

* 介護保険法等、関連法規に定める基準の範囲内において適宜職員を増減できるものとしします。

6. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から土曜日まで (注) 年末年始(12/30～1/3)、 はお休みとさせていただきます。	午前8時30分から午後5時 30分まで

※24 時間対応体制加算(医療)緊急時訪問看護加算(介護、予防)を算定しているご利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

7. サービス内容

- ① 健康状態の観察(体温・血圧・脈拍等の測定、病状の観察)
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事等)
- ③ 療養生活や介護方法の相談・指導
- ④ 認知症患者の看護
- ⑤ 在宅リハビリテーション
- ⑥ 日常生活用具の選択・使用方法の指導
- ⑦ 褥瘡の処置及び予防
- ⑧ 服薬管理、カテーテル等医療器具使用の管理
- ⑨ その他医師の指示による医療処置及び検査等の補助
- ⑩ 終末期の看護
- ⑪ 小児の訪問看護と家族への相談支援

8. サービス利用料及び利用者負担

- ①基本利用料として医療保険関係法及び介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとなります。利用者からいただく利用者負担金は、別途料金表にて説明を行い、同意を得るものとします。
- ②医療保険は健康保険法または高齢者医療の確保に関する法律に基づく額の支払いを受けるものとします。介護保険は居宅サービス計画書若しくは介護予防サービス計画書に基づく訪問看護の場合は介護報酬告示上の額の利用者負担割合の支払いを受けるとします。
- ③保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります)
- ④利用者負担金は、毎月26日前後にご指定の金融機関の口座から引き落とします。ないようを明確に区分した請求書、領収書を交付します。(初回の請求は締切日によって合算となる場合もあります)

⑤交通費は、事業所の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

①実施地域を越えた地点から、5キロメートル未満 200円

②実施地域を越えた地点から、5キロメートル以上 200円 5キロメートルごと200円

***キャンセル**

利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに事業所までご連絡ください。

連絡先：ふくぎ訪問看護ステーション（電話番号）0562-35-2015

9. 緊急時等、事故発生時等の対応方法

訪問看護の提供に伴い、利用者のけがや体調の急変があった場合には、医師や救急機関、関係先、家族への連絡その他適切な措置を迅速に行います。訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害を賠償します。ただし事業所の故意または過失によらないときは、この限りではありません。

10. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族の了解を得るものとします。

11. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に十分に周知することとします。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 虐待防止のための担当者を置きます。
- ④ 看護師等に対して人権意識の向上や虐待防止のための研修を定期的実施します。（年1回以上）
- ⑤ 看護師等が支援にあたっての相談ができる体制を整え、権利擁護の取り組める環境整備に努めます。

12. 身体拘束の禁止

- ①利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行わないこととします。
- ②身体拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとし、必要に応じて家族の同意を得ます。
- ③事業所内に身体拘束マニュアルを置き、看護師等に十分に周知することとします。

13. 業務継続計画

災害発生時又は感染症発生時に際し、策定した業務継続計画に基づきサービス提供、早期復旧、継続を目指すものとします。状況により通常業務を行えない可能性があります。事業所は、計画に基づき被害状況や感染状況を把握し、職員の安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や連携機関との連携をします。感染症に対しては拡大状況で予防策を講じて必要な訪問を行います。事業所は業務継続計画を定期的に見直し、災害、感染症に対応できるよう、研修を定期的の実施します。

14. カスタマーハラスメントへの対応

事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業所に相談の上、サービスの中止や契約を解除する場合があります。

15. 相談窓口、苦情対応

- 事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	0 5 6 2 - 3 5 - 2 0 1 5
FAX 番号	0 5 6 2 - 3 5 - 2 0 1 6
担当者	原田 ユカリ
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、 担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの市役所及び愛知県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

愛知県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所 在 地：名古屋市東区 1 丁目 6 番 5 号
	電話番号：052-971-4165
	FAX 番号：052-962-8870
	対応時間：月曜日～金曜日の 9:00～17:00
知多北部広域連合 東海市、大府市、知多市、東浦町	所 在 地：東海市荒尾町西廻間 2 - 1
	電話番号：052-689-2263
	FAX 番号：052-689-2265
半田市役所 福祉課	所 在 地：半田市東洋町二丁目 1 番地
	電話番号：0569-21-3111
	FAX 番号：0569-23-6061
阿久比町役場 福祉課	所 在 地：阿久比町大字卯坂字殿越 5 0
	電話番号：0569-48-1111

	FAX 番号：0569-48-0229
医療安全支援センター	所在地：名古屋市中区三の丸3丁目 1-2 電話番号：052-954-6311 対応時間：月曜～金曜 9:00～12:00 13:00 ～17:00

